

那覇市公報

第 1 8 3 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（なはまち振興課）	1723
○那覇市こども政策審議会規則等の一部を改正する規則（こどもみらい課）	1725
○那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則（なはまち振興課） ...	1728
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1736
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1751
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1802
○那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課） ...	1840
○那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	1843
○那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）	1845

◇告 示◇

○都市景観資源の指定について（都市計画課）	1847
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）	1848
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1849
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	1850

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1851

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1852

◇公 告◇

○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）… 1853

○令和5年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（中央公民館）…………… 1855

○那覇市オンライン申請システムによる手数料等の収納に係る指定納付受託者の指定について（企画調整課）…………… 1858

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…… 1859

○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）… 1864

◇消防局訓令◇

○那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令…………… 1866

○那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令…………… 1873

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1882

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1883

◇監査委員公表◇

○令和4年度後期定期監査の結果について（公表）…………… 1884

規 則

那覇市規則第1号
令和5年2月24日
公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(令和4年那覇市条例第37号)の施行期日は、令和5年3月19日とする。

那覇市規則第2号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市こども政策審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市こども政策審議会規則等の一部を改正する規則

(那覇市こども政策審議会規則の一部改正)

第1条 那覇市こども政策審議会規則(平成19年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担当事務) 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (2)～(4) [略]	(担当事務) 第2条 [略] (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (2)～(4) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部改正)

第2条 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用者負担額) 第3条 法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、0円とする。 2 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第1項前段又は第2項前段に規定する額とする。	(利用者負担額) 第3条 法第19条第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、0円とする。 2 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第1項前段又は第2項前段に規定する額とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市立認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、那覇市立認定こども園(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。 (3) 2号認定園児 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。 (4) 3号認定園児 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。 (5)～(7) 〔略〕	(定義) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、那覇市立認定こども園(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。 (3) 2号認定園児 支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。 (4) 3号認定園児 支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。 (5)～(7) 〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第3号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用の許可の申請) 第2条 <u>条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、公設市場使用許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 〔略〕 (3) 暴力団等でないこと等に関する誓約書<u>(第2号様式)</u> (4) 〔略〕 (更新の許可の申請) 第3条 <u>条例第3条第3項の許可を受けようとする者は、使用期間が満了する日の10日前までに、公設市場使用更新許可申請書(第3号様式)に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u> (使用許可) 第4条 市長は、<u>条例第3条第1項又は第3項の許可をしたときは、公設市場使用許可証(第4号様式)を当該許可を受けた者に交付する。</u>	(使用の許可の申請) 第2条 <u>店舗等について条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 〔略〕 (3) 暴力団等でないこと等に関する誓約書 (4) 〔略〕 <u>2 条例第2条の2第5号又は第6号に掲げる施設について条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、当該施設を使用しようとする日の前日から起算して5日前の日(その日が那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下この項において同じ。))に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日)までに那覇市公設市場(多目的室・調理体験室)使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u> (更新の許可の申請) 第3条 <u>条例第3条第2項の許可を受けようとする者は、使用期間が満了する日の10日前までに、那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用更新許可申請書に前条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u> (使用許可) 第4条 市長は、<u>店舗等について使用許可をしたときは那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用許可証を、条例第2条の2第5号又は第6号に掲げる施設につ</u>

（規則で定める額）

第5条 条例別表第2に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 使用面積の算出は、小数点以下第2位までとし、小数点第3位以下の端数は、切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する額は、使用期間の初日から起算し、1月未満は、日割計算で算出する。

（使用料の納付期限）

第6条 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月の使用に係る使用料 4月5日

(2) 4月以外の月の使用に係る使用料 当該使用しようとする月の前月の末日

いて条例第3条第1項の規定による許可をしたときは那覇市公設市場(多目的室・調理体験室)使用許可証を交付する。

（規則で定める額）

第5条 条例別表第1に規定する規則で定める額は別表第1、条例別表第2に規定する規則で定める額は別表第2のとおりとする。

（使用料の納付期限）

第6条 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 店舗等 次のア又はイに掲げる使用料の区分に応じ、当該ア又はイに定める日

ア 4月の使用に係る使用料 4月10日

イ 4月以外の月の使用に係る使用料 当該月の前月の末日

(2) 条例第2条の2第5号又は第6号に掲げる施設 当該施設を使用しようとする日

（使用料の免除）

第6条の2 市長は、別表第3の免除する場合の欄に掲げる区分に応じ、同表の免除する額の欄に掲げる額の使用料を免除するものとする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、那覇市公設市場使用料(全部・一部)免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出が

(使用場所等の指定) 第7条 <u>使用場所及び使用面積</u>は、市長が指定する。 (開業) 第8条 <u>条例第3条第1項の許可を受けた者</u>（以下「使用者」という。）は、使用期間の初日から30日以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。 (従業員届) 第9条 <u>使用者</u>は、従業員を使用するときは、従業員届（第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に<u>届け出なければならない</u>。 (営業時間) 第10条 <u>那覇市公設市場の営業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。</u> (1) 4月1日から10月31日まで 午前8時から午後10時まで (2) 11月1日から3月31日まで 午前9時から午後9時まで (変更届) 第11条 <u>使用者</u>は、この規則に定める申請書又は届書に記載した事項に変更があったときは、直ちに<u>公設市場使用関係書類記載事項変更届</u>（第6号様式）に変更があった事項の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (原状の変更等) 第12条 <u>条例第8条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、原則とし</u>	<u>あった場合において、使用料の免除を認めるときは、那覇市公設市場使用料（全部・一部）免除通知書を交付するものとする。</u> (場所及び面積の指定) 第7条 <u>使用許可をする施設の場所及び面積</u>は、市長が指定する。 (開業) 第8条 <u>条例第2条の2第1号に掲げる施設について条例第3条第1項の規定による許可を受けた者</u>は、使用期間の初日から30日以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。 (従業員届) 第9条 <u>店舗等の使用者</u>（以下「店舗等使用者」という。）は、従業員を使用するときは、従業員届に必要な書類を添えて、市長に<u>提出しなければならない</u>。 (変更届) 第10条 <u>店舗等使用者</u>は、この規則に定める申請書又は届書に記載した事項に変更があったときは、直ちに<u>那覇市公設市場使用関係書類記載事項変更届</u>に変更があった事項の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (原状の変更等) 第11条 <u>条例第8条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、原則とし</u>
--	--

て、その7日前までに<u>原状変更等許可申請書</u>(第7号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2 市長は、条例第8条第1項ただし書に規定する許可をしたときは、<u>原状変更等許可書</u>(第8号様式)を当該許可を受けた者に交付する。 (返還) 第13条 <u>使用者は、使用場所を返還しようとするときは、原則として、返還する日の14日前までに公設市場返還届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。</u> 2 <u>使用場所を返還した者は、速やかに公設市場使用許可証を市長へ返還しなければならない。</u> (商品保管の責任) 第14条 <u>使用者の商品については、使用者の責任において保管するものとし、本市は、その保管について一切の責めを負わない。</u> 第15条 [略] [別表 別記] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 第3号様式(第3条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第9条関係) [略] 第6号様式(第11条関係) [略] 第7号様式(第12条関係) [略]	て、その7日前までに<u>那覇市公設市場原状変更等許可申請書</u>に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2 市長は、条例第8条第1項ただし書に規定する許可をしたときは、<u>那覇市公設市場原状変更等許可書</u>を交付する。 (返還) 第12条 <u>店舗等使用者は、店舗等を返還しようとするときは、原則として、返還する日の14日前までに那覇市公設市場返還届を市長に提出しなければならない。</u> 2 <u>店舗等を返還した者は、速やかに那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用許可証を市長へ返還しなければならない。</u> (商品保管の責任) 第13条 <u>店舗等使用者の商品については、店舗等使用者の責任において保管するものとし、本市は、その保管について一切の責めを負わない。</u> 第14条 [略] (様式等) 第15条 <u>別表第4に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第2条、第3条及び第10条の規定により添付すべきこととされているものを除く。)は、市長が定める。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]
--	--

第8号様式(第12条関係) [略]	
第9号様式(第13条関係) [略]	
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	
5 改正後表に対応する改正表がない場合には、当該改正後表を加える。	
6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(令和4年那覇市条例第37号)の施行の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第5条関係)

用途	場所	金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
		1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市第一牧志1階	5,400	4,968		
	公設市場2階	3,240			
	那覇市宇栄原公設市場	615	583	518	
倉庫	那覇市第一牧志公設市場				432
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場				432
事務室	那覇市第一牧志公設市場				1,944

備考 店舗、倉庫、冷蔵庫設置及び事務室の場所並びに等級は、市長が定める。

〔改正後 別記〕

別表第1(第5条関係)

市場	施設	規則で定める額		
		1等	2等	3等
那覇市宇栄原公設市場	店舗	615円	583円	518円
那覇市第一牧志公設市場	店舗	6,000円	5,500円	1,500円
		3,900円		
	倉庫			660円
	作業室			2,400円
	事務室			2,400円

備考 店舗に係る1等から3等までの区分は、市長が定める。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

施設	規則で定める額	
	室料	冷房料
多目的室大	800円	100円
多目的室小	400円	100円
調理体験室	700円	200円

備考 営利行為(商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為をいう。別表第3において同じ。)を目的として使用する場合における室料の額は、この表に掲げる額に1.5を乗じて得た額とする。

[改正後 別記]

別表第3(第6条の2関係)

免除する場合	免除する額
条例第5条第3項第1号に掲げる場合であって本市が主催する行事に使用するとき	室料及び冷房料の全額
条例第5条第3項第1号に掲げる場合であって本市が共催する行事に使用するとき	室料の2分の1の額
条例第5条第3項第2号に掲げる場合	室料の2分の1の額
条例第5条第3項第3号から第5号までに掲げる場合であって営利行為を目的としないとき	室料の2分の1の額
条例第5条第3項第6号に掲げる場合であって商店街の活性化を目的とする会合の開催に使用するとき	室料の全額
条例第5条第3項第7号に掲げる場合	室料のうち市長が認める額

[改正後 別記]

別表第4(第15条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用許可申請書	第2条第1項
暴力団等でないこと等に関する誓約書	第2条第1項第3号
那覇市公設市場(多目的室・調理体験室)使用許可申請書	第2条第2項
那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用更新許可申請書	第3条
那覇市公設市場(店舗・倉庫・作業室・事務室)使用許可証	第4条及び第12条第2項
那覇市公設市場(多目的室・調理体験室)使用許可証	第4条
那覇市公設市場使用料(全部・一部)免除申請書	第6条の2第2項
那覇市公設市場使用料(全部・一部)免除通知書	第6条の2第3項
従業員届	第9条
那覇市公設市場使用関係書類記載事項変更届	第10条
那覇市公設市場原状変更等許可申請書	第11条第1項

那覇市公設市場原状変更等許可書	第11条第2項
那覇市公設市場返還届	第12条第1項

那覇市規則第4号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（<u>再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算） 第4条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 （1） <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第25条の2及び第57条の8において「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u> 条例第10条の2 （2） <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u> 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた条例第10条第1項、第2項、<u>第4項又は第1項</u> （調整する職及び調整額） 第8条 給料の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、<u>職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2</u>	（<u>定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算） 第4条の2 [略] （1） <u>那覇市職員の定年等に関する条例（昭和59年那覇市条例第15号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> 条例第10条第11項 （2） <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u> 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた条例第10条第1項、第2項又は<u>第4項</u> （調整する職及び調整額） 第8条 給料の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とする。

に掲げる調整基本額（その額が給料月額
の100分の4.5を超えるときは、給料月額
の100分の4.5に相当する額とし、その額
に1円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てた額とする。）にその者につい
て別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じ
て得た額（再任用短時間勤務職員にあつ
てはその額に那覇市職員の勤務時間、休
日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇
市条例第73号。以下「勤務時間条例」と
いう。）第2条第3項の規定により定められ
たその者の勤務時間を同条第1項に規定
する勤務時間で除して得た数（以下「再任
用短時間勤務職員の算出率」という。）
を、育児短時間勤務職員等にあつてはそ
の額に勤務時間条例第2条第2項の規定に
より定められたその者の勤務時間を同条
第1項に規定する勤務時間で除して得た
数（以下「育児短時間勤務職員の算出率」
という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、
その額に1円未満の端数があるときは、そ
の端数を切り捨てた額）とする。ただし、
その額が給料月額の100分の20を超える
ときは、給料月額の100分の20に相当する
額（再任用短時間勤務職員及び育児短時
間勤務職員等について、その額に1円未満
の端数があるときは、その端数を切り捨
てた額）とする。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料
の調整額は、調整基本額にその者に係る
別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて
得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額
は、調整基本額にその者に係る別表第1
の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額
に、当該各号に定める数を乗じて得た額
とする。

（1） 定年前再任用短時間勤務職員 那
覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に
関する条例（昭和47年那覇市条例第73
号。以下「勤務時間条例」という。）

第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。)

(2) 育児短時間勤務職員等 勤務時間
条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務職員の算出率」という。)

4 前2項の調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。))の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2の2に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の20を超えるときは、給料月額の100分の20に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

7 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、5

(日割計算) 第9条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1) [略] (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合 (3)～(9) [略] (支給の範囲及び支給額) 第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表に掲げる支給額(再任用短時間勤務職員にあってはその額に再任用短時間勤務職員の算出率を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務職員の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 [略]	0円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額)」とする。 (日割計算) 第9条 [略] (1) [略] (2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合 (3)～(9) [略] (支給の範囲及び支給額) 第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表に掲げる支給額(<u>定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に定年前再任用短時間勤務職員の算出率を、育児短時間勤務職員の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。 2 [略] 3 <u>条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1項の規定の適用については、当分の間、「支給額」とあるのは、「支給額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上1</u>
--	--

(支給額等) 第10条の2 条例第13条の2第2項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 10,000円</u> <u>(2) 副部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 8,000円</u> <u>(3) 課長その他これに相当するものとして市長が定める職員 6,000円</u> 2 [略] 3 条例第13条の2第2項第2号の規則で定める額は、<u>第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1の額とする。</u>	<u>00円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u> (支給額等) 第10条の2 [略] <u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次</u> <u>に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める額</u> <u>ア 部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 10,000円</u> <u>イ 副部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 8,000円</u> <u>ウ 課長その他これに相当するものとして市長が定める職員 6,000円</u> <u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次</u> <u>に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める額</u> <u>ア 部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 9,000円</u> <u>イ 副部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 7,000円</u> <u>ウ 課長その他これに相当するものとして市長が定める職員 5,000円</u> 2 [略] 3 条例第13条の2第2項第2号の規則で定める額は、<u>第1項第1号アからウまで及び第2号アからウまでに定める額の2分の1の額とする。</u> <u>4 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、当分の間、第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の</u>
---	--

(支給期間及び支給額) 第14条 〔略〕 2～3 〔略〕 (権衡職員の範囲) 第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員(<u>再任用職員</u>を除く。)で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。 (<u>再任用短時間勤務職員等</u>に係る減額) 第37条の2 〔略〕 (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 〔略〕 2～9 〔略〕 10 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。 (1) <u>再任用職員</u>以外の職員 100分の135(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の175) (2) <u>再任用職員</u> 100分の65(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の85)	<u>端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額</u>」とする。 (支給期間及び支給額) 第14条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「別表第3の2」とあるのは、「別表第3の3」とする。</u> (権衡職員の範囲) 第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。 (<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に係る減額) 第37条の2 〔略〕 (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 〔略〕 2～9 〔略〕 10 〔略〕 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 100分の135(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の175) (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 100分の65(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の85)
---	--

付 則

付 則

- 10 那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号。次項から第13項までにおいて「定年整備条例」という。)付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条第4項、第10条の2第1項及び第3項並びに第57条の8第10項の規定を適用する。
- 11 定年整備条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条第3項及び第4項、第10条第1項及び第2項、第10条の2第1項及び第3項並びに第57条の8第10項の規定を適用する。
- 12 条例第11条及びこの規則の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める特定暫定再任用職員(定年整備条例付則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)のうち、60歳(那覇市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員にあっては、65歳)に達した日が令和5年3月31日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、第8条第1項から第6項まで及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に第8条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額

が給料月額100分の20を超えるときは、給料月額100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

13 前項に規定する経過措置基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 令和5年3月31日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（同日以前に、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号及び第3号において同じ。）であった職員であって、令和5年4月1日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、同日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 令和5年3月31日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 令和5年4月1日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 令和5年3月31日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であったとした場合に定年整備条例第6条の規定による改正前の条例（以下この号及び次号において「旧条例」という。）及び旧条例に基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和5年那覇市規則第4号）の規定による改正前のこの規則（次号において「旧規則」という。）第8条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 令和5年4月1日以後に次に掲げる場

合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となった者を含む。） 令和5年3月31日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であって、かつ、当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧条例及び旧条例に基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第8条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を令和5年3月31日にその者に適用されていた職務の級（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては、同日に旧法再任用職員であつたとした場合に旧条例及び旧条例に基づく規則の規定によりその者に適用されることとなる職務の級）より下位の職務の級（同一の給料表の職務の級に限る。）に変更した場合

14 条例付則第19項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 異動日（条例付則第19項に規定する異動日をいう。以下同じ。）から特定日（条例付則第17項に規定する特定日をいう。以下同じ。）までの間に降格（那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号。以下この号及び付則第18項において「初任給規則」という。）第2条第3

号に規定する降格（法第28条の2第1項の規定による降任に伴うものを除く。）をいう。次項第1号において同じ。）又は降号（初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。次項第1号において同じ。）をした職員

（2）異動日の前日から特定日までの間に給料表の給料月額を改定する条例が施行されることにより、当該条例による改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額された職員

15 法第28条の2第1項の規定による降任をされた職員であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び付則第17項において「付則第15項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、付則第15項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第21項の規定による給料として支給する。

（1）前項第1号に掲げる職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、異動日から特定日までの間の降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に当該職員に適用される号給等（給料表並びに職務の級及び号給をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に同日に当該職員に適用される

号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 異動日の前日に当該職員に適用される号給等に対応する特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額(条例第9条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。付則第19項において同じ。)を超える場合における同項の規定の適用については、前項中「付則第15項基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額(条例第9条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。){当該職員の受ける給料月額」とする。

17 付則第15項各号のいずれにも該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は付則第15項第1号に掲げる職員であるものとし、付則第15項基礎給料月額は、特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

18 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて別表第3に掲げる職以外の職を占める職員となった者(以下この項及び付則第20項において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項及び付則第20項において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この項及び付則第20項において「みなし異動日」という。))があるものであって、人事交流等職員と

なった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に条例付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この項及び付則第20項において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例付則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日等給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び付則第20項において「付則第18項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、付則第18項基礎給料月額と特定日等給料月額との差額に相当する額を、条例付則第22項の規定による給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「付則第18項基礎給料月額と特定日等給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日）までの間に給料表の給料月額を改定する条例が施行された場合における付則第18項基礎給料月額は、特定日の給料表の給料月額の欄に掲

	げる給料月額を用いて、算出するものとする。 21 条例付則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失うときその他の特別の事情があると市長が認めるときは、別段の取扱いをすることができる。 [別表第2の2 別記] [別表第3の3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表第2の2(第8条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級から8級まで	5,600円

イ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円

5級	8,500円
6級	9,700円

エ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円

〔改正後 別記〕

別表第3の3(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)
	第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
1年未満	21,000
1年以上2年未満	21,000
2年以上3年未満	21,000
3年以上4年未満	21,000
4年以上5年未満	21,000
5年以上6年未満	21,000
6年以上7年未満	21,000
7年以上8年未満	21,000
8年以上9年未満	21,000
9年以上10年未満	21,000
10年以上11年未満	17,500
11年以上12年未満	14,000
12年以上13年未満	10,500
13年以上14年未満	7,000
14年以上15年未満	3,500

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

那覇市規則第5号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第7 別記] [別表第7の2 別記]	[別表第7 別記] [別表第7の2 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条の規定による号給の調整をいう。次項において同じ。)以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28

47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		

89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19

44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45

86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10

27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	38	50	54	42	40
67	39	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40

69	41	53	57	43	40
70	41	53	58	44	41
71	41	54	59	44	41
72	42	54	60	44	41
73	42	55	61	45	41
74	42	55	61	45	42
75	43	56	62	45	42
76	43	56	62	45	42
77	43	57	63	46	42
78	44	57	63	46	43
79	44	58	64	46	43
80	44	58	64	46	43
81	45	59	65	47	43
82	45	59	65	47	44
83	46	60	66	47	44
84	46	60	66	47	44
85	47	61	67	48	44
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	48	
90		61	70	48	
91		61	71	49	
92		62	72	49	
93		62	73	49	
94		62	73	49	
95		62	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	50	
98		62	74	50	
99		63	74	50	
100		63	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	51	
104		63	74	51	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		

111			74		
112			74		
113			74		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15

36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41

78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		

120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				

162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14

27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	25	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	26	43	45	53	47	31	31
62	26	43	45	54	47	31	
63	27	44	45	55	48	31	
64	27	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	28	45	46	58	49	31	
67	28	46	47	59	50	31	
68	28	46	47	60	50	32	

69	29	47	47	61	50	32	
70	29	47	48	62	50	32	
71	30	48	48	63	50	32	
72	30	48	48	64	50	32	
73	31	49	49	65	50	32	
74	31	49	49	66	50	32	
75	32	49	49	67	50	32	
76	32	49	50	68	50	32	
77	33	50	50	68	51	32	
78	33	50	50	68	51	32	
79	34	50	51	68	51	32	
80	34	50	51	68	51	32	
81	35	51	51	69	51	33	
82	35	51	52	69	51	33	
83	36	51	52	69	51	34	
84	36	51	52	69	51	34	
85	37	52	53	69	51	35	
86	37	52	53	70	51		
87	38	52	53	70	51		
88	38	52	53	70	51		
89	39	53	54	71	52		
90	39	53	54	72	52		
91	40	53	54	73	52		
92	40	53	54	74	52		
93	41	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				

111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1

24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	27	35	27
52	27	36	28
53	28	37	29
54	28	37	30
55	28	38	31
56	28	38	32
57	29	39	33
58	29	39	34
59	29	40	35
60	30	40	36
61	30	41	37
62	30	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	31	43	39

66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1

7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32

49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	37	50	54	42	40
67	38	51	55	43	40
68	38	52	56	43	40
69	39	53	57	43	40
70	39	53	58	44	41
71	40	54	59	44	41
72	40	54	60	44	41
73	41	55	61	45	41
74	41	55	61	45	42
75	42	56	62	45	42
76	42	56	62	45	42
77	43	57	63	46	42
78	43	57	63	46	43
79	44	58	64	46	43
80	44	58	64	46	43
81	45	59	65	47	43
82	45	59	65	47	44
83	46	60	66	47	44
84	46	60	66	47	44
85	47	61	67	48	44
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	48	
90		61	70	48	

91		61	71	49	
92		62	72	49	
93		62	73	49	
94		62	73	49	
95		62	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	50	
98		62	74	50	
99		63	74	50	
100		63	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	51	
104		63	74	51	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		
112			74		
113			74		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1

16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33

58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	

100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			

142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

〔改正前 別記〕

別表第7の2(第23条の2関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18

7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52
30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61
35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	82	53	53	45	45	85	61
38	84	54	54	46	46	85	61
39	86	55	55	47	47	85	61
40	88	56	56	48	48	85	61
41	90	58	57	49	50	85	61
42	92	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	

49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			

91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27

4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86

46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	

88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44

29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65
40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77
43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85
48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	

71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			

113		105			
-----	--	-----	--	--	--

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66

38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	

80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			

122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条の2関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14

3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61
39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61

45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			

87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給 | 降格後の号給

	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70

42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	

84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40

25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	66	53	49	57	59
38	68	54	50	58	62
39	70	55	51	59	65
40	72	56	52	60	69
41	74	57	53	63	73
42	76	58	54	66	77
43	78	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85
48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	

67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			

109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58

34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	

76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			

118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

那覇市規則第6号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(初任給)</u> 第6条 新たに現業職員となった者の職務の級は、<u>その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める資格に応じて決定するものとする。</u> 2 <u>新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、法第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この条において「再任用職員」という。)の給料月額は、別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 3 <u>前項の規定に関わらず、再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下第7条において「再任用短時間勤務職員の算出率」という。)を乗じて得た額とし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17</u>	<u>(新たに現業職員となった者の職務の級等)</u> 第6条 新たに現業職員となった者の職務の級は、<u>当該現業職員の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。</u> 2 <u>那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)第3条に規定する採用試験の結果に基づいて新たに現業職員となった者の職務の級及び号給は、別表第4採用試験の項初任給の欄に掲げる職務の級及び号給に決定するものとする。</u> 3 <u>前項に規定する採用試験以外の試験の結果に基づいて新たに現業職員となった者(那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された現業職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の職務の級及び号給は、別表第4その他の項初任給の欄に掲げる職務の級及び号給を基礎として市長が定める職務の級及び号給に決定するものとする。</u>

条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等の算出率」という。）を乗じて得た額とし、それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 4 新たに現業職員となった者のうち経験年数を有するものの号給は、初任給基準表の上限号給欄に掲げる号給を超えることができない。

（昇格の場合の号給）

第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務職員等の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（昇任による昇給）

第6条の3 職員が環境整備員等から主任環境整備員等に昇任した場合には、市長の

4 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号。第6条の5及び付則第6項において「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第7条において「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（昇格の場合の号給）

第6条の2 現業職員を昇格させた場合における当該現業職員の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

（昇任による昇給）

第6条の3 現業職員が環境整備員等から主任環境整備員等に昇任した場合には、市

定めるところにより、当該昇任の日に昇給をさせることができる。

（降格の場合の号給）

第6条の4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務職員等の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給料の調整額）

第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表右欄に掲げる額（再任用短時間勤務職

長の定めるところにより、当該昇任の日に昇給をさせることができる。

（降格の場合の号給）

第6条の4 現業職員を降格させた場合における当該現業職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2の降格後の号給の欄に定める号給とする。

（育児短時間勤務職員等の給料の特例）

第6条の5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている現業職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている現業職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条において「育児短時間勤務職員等の算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給料の調整額）

第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表の右欄に掲げる額（定年前再任用短時

員にあってはその額に再任用短時間勤務職員の算出率を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務職員等の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（その他）

第12条 現業職員の給与については、この規則に定めるもののほか、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）別表第1の適用を受ける職員の例による。

付 則

間勤務職員にあってはその額に定年前再任用短時間勤務職員の算出率を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務職員等の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）付則第17項の規定の適用を受ける職員の例によることとされる現業職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（その他）

第12条 現業職員の給与については、この規則に定めるもののほか、給与条例別表第1の適用を受ける職員の例による。

付 則

（変更適用）

3 令和5年3月31日において現業職員であった者であって引き続き在職するもの及びこれに相当する現業職員として市長が認める者に対する第3条、第4条、第6条第4項、第6条の2、第6条の4及び第7条の規定の適用については、第3条、第4条及び第6条第4項中「別表第1」とあるのは「付則別表第1」と、第6条の2中「別表第5」とあるのは「付則別表第2」と、第6条の4中「別表第5の2」とあるのは「付則別表第3」と、第7条中「別表第6」とあるのは「付則別表第4」とする。

（暫定再任用常時勤務現業職員の給与に

関する経過措置)

4 第6条第3項の規定にかかわらず、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号。付則第6項において「定年整備条例」という。)付則第3条第1項又は第2項の規定により採用された現業職員(以下この項、次項及び付則別表第4の備考において「暫定再任用常時勤務現業職員」という。)の給料月額は、付則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務現業職員の属する職務の級に応じた額とする。

5 暫定再任用常時勤務現業職員に対する第12条の規定の適用については、同条中「給与条例別表第1の適用を受ける職員」とあるのは、「那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第11条第1項の暫定再任用常時勤務職員」とする。

(暫定再任用短時間勤務現業職員の給与に関する経過措置)

6 第6条第3項の規定にかかわらず、定年整備条例付則第4条第1項又は第2項の規定により採用された現業職員(以下この項、次項及び付則別表第4の備考において「暫定再任用短時間勤務現業職員」という。)の給料月額は、付則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務現業職員の属する職務の級に応じた額に、定年整備条例付則第10条の規定及び勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務現業職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

[別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記] [別表第6 別記]	<u>7 暫定再任用短時間勤務現業職員に対する第12条の規定の適用については、同条中「給与条例別表第1の適用を受ける職員」とあるのは、「那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第11条第3項の暫定再任用短時間勤務職員」とする。</u> [付則別表第1 別記] [付則別表第2 別記] [付則別表第3 別記] [付則別表第4 別記] [別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記] [別表第6 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正表及びこれに対応する改正後表に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

付則別表第1

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
2		151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
3		152,400	202,100	237,500	269,200	295,000

4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200

48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600

	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
	94		294, 900	342, 600		
	95		295, 200	343, 100		
	96		295, 600	343, 500		
	97		295, 800	343, 700		
	98		296, 100	344, 100		
	99		296, 500	344, 500		
	100		296, 900	344, 800		
	101		297, 100	345, 100		
	102		297, 400	345, 500		
	103		297, 800	345, 900		
	104		298, 100	346, 300		
	105		298, 300	346, 800		
	106		298, 600	347, 200		
	107		299, 000	347, 600		
	108		299, 300	348, 000		
	109		299, 500	348, 500		
	110		299, 900	348, 900		
	111		300, 300	349, 200		
	112		300, 600	349, 500		
	113		300, 800	350, 000		
	114		301, 000			
	115		301, 300			
	116		301, 700			
	117		301, 900			
	118		302, 100			
	119		302, 400			
	120		302, 700			
	121		303, 100			
	122		303, 300			
	123		303, 600			
	124		303, 900			
	125		304, 200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187, 700	円 215, 200	円 255, 200	円 274, 600	円 289, 700

[改正後 別記]

付則別表第2

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34

43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	25	42	43	51
60	26	42	44	52
61	26	43	45	53
62	26	43	45	54
63	27	44	45	55
64	27	44	46	56
65	27	45	46	57
66	28	45	46	58
67	28	46	47	59
68	28	46	47	60
69	29	47	47	61
70	29	47	48	62
71	30	48	48	63
72	30	48	48	64
73	31	49	49	65
74	31	49	49	66
75	32	49	49	67
76	32	49	50	68
77	33	50	50	68
78	33	50	50	68
79	34	50	51	68
80	34	50	51	68
81	35	51	51	69
82	35	51	52	69
83	36	51	52	69
84	36	51	52	69

85	37	52	53	69
86	37	52	53	70
87	38	52	53	70
88	38	52	53	70
89	39	53	54	71
90	39	53	54	72
91	40	53	54	73
92	40	53	54	74
93	41	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	59	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

〔改正後 別記〕

付則別表第3

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	17	17	9
2	33	18	18	10
3	33	19	19	11
4	34	20	20	12
5	35	21	21	13
6	36	22	22	14
7	37	23	23	15
8	39	24	24	16
9	40	25	25	17
10	42	26	26	18
11	43	27	27	19
12	44	28	28	20
13	45	29	29	21
14	46	30	30	22
15	47	31	31	23
16	48	32	32	24
17	49	33	33	25
18	50	34	34	26
19	51	35	35	27
20	52	36	36	28
21	53	37	37	29
22	54	38	38	30
23	55	39	39	31
24	56	40	40	32
25	59	41	41	33
26	62	42	42	34
27	65	43	43	35
28	68	44	44	36
29	70	45	45	37
30	72	46	46	38
31	74	47	47	39
32	76	48	48	40
33	78	49	49	41
34	80	50	50	42
35	82	51	51	43
36	84	52	52	44
37	86	53	53	45
38	88	54	54	46

39	90	55	55	47
40	92	56	56	48
41	93	58	57	49
42	93	60	58	50
43	93	62	59	51
44	93	64	60	52
45	93	66	63	53
46	93	68	66	54
47	93	70	69	55
48	93	72	72	56
49	93	76	75	57
50	93	80	78	58
51	93	84	81	59
52	93	88	84	60
53	93	93	88	61
54	93	98	92	62
55	93	103	97	63
56	93	109	102	64
57	93	115	107	65
58	93	121	112	66
59	93	125	113	67
60	93	125	113	68
61	93	125	113	69
62	93	125	113	70
63	93	125	113	71
64	93	125	113	72
65	93	125	113	73
66	93	125	113	74
67	93	125	113	75
68	93	125	113	80
69	93	125	113	85
70	93	125	113	88
71	93	125	113	89
72	93	125	113	90
73	93	125	113	91
74	93	125	113	92
75	93	125	113	93
76	93	125	113	93
77	93	125	113	93
78	93	125	113	93
79	93	125	113	93
80	93	125	113	93

81	93	125	113	93
82	93	125	113	93
83	93	125	113	93
84	93	125	113	93
85	93	125	113	93
86	93	125	113	93
87	93	125	113	93
88	93	125	113	93
89	93	125	113	93
90	93	125	113	93
91	93	125	113	93
92	93	125	113	93
93	93	125	113	93
94	93	125		
95	93	125		
96	93	125		
97	93	125		
98	93	125		
99	93	125		
100	93	125		
101	93	125		
102	93	125		
103	93	125		
104	93	125		
105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93	125		
111	93	125		
112	93	125		
113	93	125		
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			

123	93			
124	93			
125	93			

[改正後 別記]

付則別表第4

勤務箇所	現業職員	調整額
環境政策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく環境衛生指導員に任命された現業職員	9,900円
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	6,600円
	廃掃法に基づく技術管理者に任命された現業職員	6,600円
	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	13,200円
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	13,200円
管財課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	6,600円

備考 定年前再任用短時間勤務職員(令和5年3月31日以前に現業職員として勤務していた者に限る。)、暫定再任用常時勤務現業職員及び暫定再任用短時間勤務現業職員に対するこの表の適用については、調整額の欄中「9,900円」とあるのは「8,400円」と、「6,600円」とあるのは「5,600円」と、「13,200円」とあるのは「11,200円」とする。

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	123,600	195,500	231,500	264,200	289,700
	2	124,700	197,300	233,100	266,000	291,900
	3	125,900	199,100	234,600	267,800	294,000
	4	127,000	200,900	236,200	269,900	296,000
	5	128,100	202,400	237,600	271,600	297,900
	6	129,200	204,200	239,300	273,400	300,000
	7	130,400	206,000	240,800	275,200	302,200
	8	131,500	207,800	242,400	277,200	304,200
	9	132,600	209,400	243,500	279,200	306,100
	10	133,700	211,200	245,000	281,200	308,400

11	134, 900	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600
12	136, 000	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900
13	137, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000
14	138, 200	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100
15	139, 400	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300
16	140, 500	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400
17	141, 600	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300
18	142, 700	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300
19	143, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300
20	145, 000	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300
21	146, 100	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000
22	147, 200	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100
23	148, 400	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100
24	149, 500	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200
25	150, 600	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600
26	151, 700	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500
27	152, 800	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400
28	153, 900	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300
29	154, 900	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900
30	156, 300	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800
31	157, 600	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700
32	158, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500
33	160, 100	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400
34	161, 600	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200
35	163, 100	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000
36	164, 700	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700
37	165, 900	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100
38	167, 400	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400
39	168, 900	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800
40	170, 400	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200
41	171, 700	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500
42	174, 400	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400
43	177, 000	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500
44	179, 600	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600
45	182, 200	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400
46	183, 900	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300
47	185, 500	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200
48	187, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100
49	188, 700	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000
50	190, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800
51	192, 200	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600
52	193, 900	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400
53	195, 500	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100
54	196, 900	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800

55	198, 400	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500
56	199, 900	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200
57	201, 200	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700
58	202, 500	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300
59	203, 700	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900
60	205, 000	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600
61	206, 300	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000
62	207, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700
63	208, 900	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300
64	210, 200	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900
65	211, 300	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300
66	212, 600	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900
67	213, 900	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500
68	215, 200	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100
69	216, 300	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500
70	217, 400	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000
71	218, 400	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500
72	219, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100
73	220, 600	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400
74	221, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800
75	222, 500	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200
76	223, 500	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600
77	223, 800	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900
78	224, 600	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200
79	225, 400	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500
80	226, 100	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	226, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	227, 800	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	228, 600	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	229, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	230, 100	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	230, 800	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	231, 700	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	232, 700	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	233, 400	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	234, 000	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	234, 500	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	235, 200	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	236, 000	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94	236, 600	294, 900	342, 600		
95	237, 200	295, 200	343, 100		
96	237, 700	295, 600	343, 500		
97	238, 400	295, 800	343, 700		
98	239, 100	296, 100	344, 100		

	99	239, 800	296, 500	344, 500		
	100	240, 300	296, 900	344, 800		
	101	240, 800	297, 100	345, 100		
	102	241, 500	297, 400	345, 500		
	103	242, 200	297, 800	345, 900		
	104	242, 900	298, 100	346, 300		
	105	243, 500	298, 300	346, 800		
	106	244, 200	298, 600	347, 200		
	107	244, 900	299, 000	347, 600		
	108	245, 600	299, 300	348, 000		
	109	246, 100	299, 500	348, 500		
	110	246, 600	299, 900	348, 900		
	111	246, 900	300, 300	349, 200		
	112	247, 300	300, 600	349, 500		
	113	247, 600	300, 800	350, 000		
	114		301, 000			
	115		301, 300			
	116		301, 700			
	117		301, 900			
	118		302, 100			
	119		302, 400			
	120		302, 700			
	121		303, 100			
	122		303, 300			
	123		303, 600			
	124		303, 900			
	125		304, 200			
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136, 200	187, 400	208, 500	254, 100	281, 000
	2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300	282, 900
	3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300	284, 500
	4	139, 000	191, 300	212, 300	257, 400	286, 200
	5	140, 000	192, 300	213, 600	258, 300	287, 900
	6	141, 000	193, 800	215, 000	259, 300	289, 400
	7	142, 000	195, 200	216, 400	260, 400	290, 600
	8	143, 000	196, 500	217, 800	261, 300	291, 800
	9	143, 800	197, 900	219, 100	262, 200	293, 300

10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800

54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
55	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400
56	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100
57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
60	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
61	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	
77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	
78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500	
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100	
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400	
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700	
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000	
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300	
85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400	
89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600	
90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900	
91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200	
92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500	
93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700	
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000	
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500	
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700	

	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

〔改正前 別記〕

別表第3(第5条関係)

級別資格基準表

試験	学歴免許	職務の級		
		<u>2級</u>	2級	[略]
[略]				

〔改正後 別記〕

別表第3(第5条関係)

級別資格基準表

試験	学歴免許	職務の級		
		<u>1級</u>	2級	[略]
[略]				

〔改正前 別記〕

別表第4(第6条関係)

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	上限級号給
正規の試験	高校卒	1級25号給	2級25号給
その他	中学卒	1級9号給	

〔改正後 別記〕

別表第4(第6条関係)

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	高校卒	1級17号給
その他	中学卒	1級9号給

〔改正前 別記〕

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1

10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	1	10
19	1	3	1	11
20	1	4	2	12
21	1	5	3	13
22	1	6	4	14
23	1	7	5	15
24	1	8	6	16
25	1	9	7	17
26	1	10	8	18
27	1	11	9	19
28	1	12	10	20
29	1	13	11	21
30	1	14	12	22
31	1	15	13	23
32	1	16	14	24
33	1	17	15	25
34	1	18	16	26
35	1	19	17	27
36	1	20	18	28
37	1	21	19	29
38	1	22	20	30
39	1	23	21	31
40	1	24	22	32
41	1	25	23	33
42	1	26	24	34
43	1	27	25	35
44	1	28	26	36
45	1	29	27	37
46	1	30	28	38
47	1	31	29	39
48	1	32	30	40
49	1	33	31	41
50	1	34	32	42
51	1	35	33	43

52	1	36	34	44
53	1	37	35	45
54	2	38	36	46
55	3	39	37	47
56	4	40	38	48
57	5	41	39	49
58	6	41	40	50
59	7	42	41	51
60	8	42	42	52
61	9	43	43	53
62	10	43	44	54
63	11	44	45	55
64	12	44	45	56
65	13	45	45	57
66	14	45	46	58
67	15	46	46	59
68	16	46	46	60
69	17	47	47	61
70	18	47	47	62
71	19	48	47	63
72	20	48	48	64
73	21	49	48	65
74	22	49	48	66
75	23	49	49	67
76	24	49	49	68
77	25	50	49	68
78	25	50	50	68
79	26	50	50	68
80	26	50	50	68
81	27	51	51	69
82	27	51	51	69
83	28	51	51	69
84	28	51	52	69
85	29	52	52	69
86	29	52	52	70
87	30	52	53	70
88	30	52	53	70
89	31	53	53	71
90	31	53	53	72
91	32	53	54	73
92	32	53	54	74
93	33	53	54	75

94	33	54	54	
95	34	54	55	
96	34	54	55	
97	35	54	55	
98	35	54	55	
99	36	55	55	
100	36	55	56	
101	37	55	56	
102	37	55	56	
103	38	55	56	
104	38	56	56	
105	39	56	57	
106	39	56	57	
107	40	56	57	
108	40	56	57	
109	41	57	57	
110	41	57	58	
111	42	57	58	
112	42	57	58	
113	43	57	58	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

[改正後 別記]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22

47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38

89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	

131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

[改正前 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	53	17	17	9
2	53	18	18	10
3	53	19	19	11
4	54	20	20	12
5	55	21	21	13
6	56	22	22	14
7	57	23	23	15
8	59	24	24	16
9	60	25	25	17
10	62	26	26	18
11	63	27	27	19
12	64	28	28	20
13	65	29	29	21
14	66	30	30	22
15	67	31	31	23
16	68	32	32	24
17	69	33	33	25
18	70	34	34	26
19	71	35	35	27
20	72	36	36	28
21	73	37	37	29
22	74	38	38	30
23	75	39	39	31
24	76	40	40	32
25	78	41	41	33
26	80	42	42	34
27	82	43	43	35
28	84	44	44	36
29	86	45	45	37

30	88	46	46	38
31	90	47	47	39
32	92	48	48	40
33	94	49	49	41
34	96	50	50	42
35	98	51	51	43
36	100	52	52	44
37	102	53	53	45
38	104	54	54	46
39	106	55	55	47
40	108	56	56	48
41	110	58	57	49
42	112	60	58	50
43	113	62	59	51
44	113	64	60	52
45	113	66	63	53
46	113	68	66	54
47	113	70	69	55
48	113	72	72	56
49	113	76	75	57
50	113	80	78	58
51	113	84	81	59
52	113	88	84	60
53	113	93	88	61
54	113	98	92	62
55	113	103	97	63
56	113	109	102	64
57	113	115	107	65
58	113	121	112	66
59	113	125	113	67
60	113	125	113	68
61	113	125	113	69
62	113	125	113	70
63	113	125	113	71
64	113	125	113	72
65	113	125	113	73
66	113	125	113	74
67	113	125	113	75
68	113	125	113	80
69	113	125	113	85
70	113	125	113	88
71	113	125	113	89

72	113	125	113	90
73	113	125	113	91
74	113	125	113	92
75	113	125	113	93
76	113	125	113	93
77	113	125	113	93
78	113	125	113	93
79	113	125	113	93
80	113	125	113	93
81	113	125	113	93
82	113	125	113	93
83	113	125	113	93
84	113	125	113	93
85	113	125	113	93
86	113	125	113	93
87	113	125	113	93
88	113	125	113	93
89	113	125	113	93
90	113	125	113	93
91	113	125	113	93
92	113	125	113	93
93	113	125	113	93
94	113	125		
95	113	125		
96	113	125		
97	113	125		
98	113	125		
99	113	125		
100	113	125		
101	113	125		
102	113	125		
103	113	125		
104	113	125		
105	113	125		
106	113	125		
107	113	125		
108	113	125		
109	113	125		
110	113	125		
111	113	125		
112	113	125		
113	113	125		

114	113			
115	113			
116	113			
117	113			
118	113			
119	113			
120	113			
121	113			
122	113			
123	113			
124	113			
125	113			

[改正後 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48

25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101

67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		

109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

[改正前 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
環境政策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく環境衛生指導員に任命された現業職員	9,900円
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	6,600円
	廃掃法に基づく技術管理者に任命された現業職員	6,600円
	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	13,200円
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物	13,200円

	管理者任者の双方に任命された現業職員	
管財課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	6,600円

[改正後 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
環境政策課	廃掃法に基づく環境衛生指導員に任命された現業職員	9,000円
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	6,000円
	廃掃法に基づく技術管理者に任命された現業職員	6,000円
	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	12,000円
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	12,000円
管財課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	6,000円

備考 定年前再任用短時間勤務職員に対するこの表の適用については、調整額の欄中「9,000円」とあるのは「8,700円」と、「6,000円」とあるのは「5,800円」と、「12,000円」とあるのは「11,600円」とする。

那覇市規則第7号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

区分	生活関連施設	特 定 生 活 関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1～3 〔略〕		
	4 教育文化施設 (1) 〔略〕 (2) 図書館等 ア 〔略〕 イ 博物館法（昭和26年法律第285号） 第2条第1項に規定する博物館、同法 <u>第29条に規定する博物館に相当す る施設</u> その他これらに類する施設 (3) 〔略〕	〔略〕	
	5～22 〔略〕		
〔略〕			
公園等	1～3 〔略〕	〔略〕	博物館法第29条に規定 する博物館に相当する
	4 <u>博物館法第29条に規定する博物館に相 当する施設である動物園又は植物園</u>		<u>施設である動物園又は 植物園</u>
〔略〕			

[改正後 別記]

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

区分	生活関連施設	特 定 生 活 関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1～3 〔略〕		
	4 〔略〕	〔略〕	

	(1) [略]	
	(2) [略]	
	ア [略]	
	イ 博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館、同法 <u>第31条第1項の規定による指定を受</u> <u>けた施設</u> その他これらに類する施 設	
	(3) [略]	
	5～22 [略]	
[略]		
公園等	1～3 [略]	[略]
	4 博物館法 <u>第31条第1項の規定による指</u> <u>定を受けた動物園又は植物園</u>	<u>博物館法第31条第1項</u> <u>の規定による指定を受</u> <u>けた動物園又は植物園</u>
[略]		

那覇市規則第8号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市都市景観条例施行規則（平成24年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(都市景観資源等への支援) 第39条 条例第29条第2項の支援は、 <u>景観重要建造物、景観重要樹木又は都市景観資源の維持管理に対する技術的助言及び情報提供</u> とする。	(都市景観資源等への支援) 第39条 条例第29条第2項の支援は、 <u>技術的助言、情報提供その他市長が必要と認める方法により行うものとする。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第9号

令和5年2月24日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成31年那覇市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（教育及び保育の内容） 第5条 条例第15条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 （1） 教育及び保育の基本及び目標については、次に掲げる事項に留意しなければならないこと。 ア [略] イ 認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）の目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。 （ア）～（カ） [略] ウ [略] （2）～（6） [略]	（教育及び保育の内容） 第5条 [略] （1） [略] ア [略] イ 認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領（学校教育法第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）の目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。 （ア）～（カ） [略] ウ [略] （2）～（6） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 536 号

令和 5 年 2 月 27 日

掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第25条第1項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 覚

記

指定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
74	石田ガー	繁多川5丁目	繁多川自治会
75	繁多川のボージガー	繁多川2丁目	繁多川自治会

※番号については、前回からの連番となっています。

那覇市告示第 547 号
令和 5 年 3 月 3 日
掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 縦覧期間 令和5年4月3日（月）から
令和5年5月1日（月）まで
（土曜・日曜及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
（午後12時～午後1時を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁3階）
41番窓口

那覇市告示第 562 号
令和 5 年 3 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和5年2月24日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	島袋 高志	内科	ふうりん訪問診療所
2	儀間 義勝	内科	ゆずりは訪問診療所
3	稲生 真夕	内科	ゆずりは訪問診療所
4	宮本 二郎	小児科、内科	ゆずりは訪問診療所

那覇市告示第 563 号

令和 5 年 3 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和4年12月1日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
訪問看護ステーション クラセル小禄 那覇市小禄1丁目1番ー12	株式会社ベストライフ 代表取締役 西川 雄太	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月1日
コモエスタ訪問看護ステーション 那覇市首里石嶺町4丁目433	株式会社 ゆい沖縄 代表取締役 城間 盛弘	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月1日
訪問看護ステーションさくら 那覇市字上間559-1 サンフェアリー毎日102	合同会社 RH 代表社員 本木 茜	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月1日
訪問看護ステーションわらばー 那覇市与儀2丁目16-3 玉城アパート106号室	株式会社 わらばー 代表取締役 権藤 光枝	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月1日
訪問看護ステーション JIMMY Nine 那覇市壺屋1-26-20-206号 ライオンズマンション壺屋第三	株式会社 Nine 代表取締役 久保田 健治	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月1日

那覇市告示第 564 号

令和 5 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ながみね歯科	医療法人和宏会 理事長 長嶺和弘	令和4年12月1日～ 令和10年11月30日
那覇市銘苅1丁目10-12 あじまあ南西ビル201号		
美ら結クリニック	島袋 隆	令和5年1月1日～ 令和10年12月31日
那覇市山下町1-17 2階 3階		

那覇市告示第 565 号

令和 5 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
ながみね歯科	長嶺 和弘		令和４年 11 月 30 日
那覇市銘苅 1－1 0－1 2			

公 告

那覇市公告第 715 号

令和 5 年 2 月 28 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託
- (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬1－5－11）
- (4) 業務内容 別紙「令和5年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託 仕様書」
のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年3月24日（金）午後2時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がございましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者。
- (2) 那覇市「R4R5年度物品購入等入札参加資格者名簿」の業種〔薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器〕に登録済である。
- (3) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。

5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額に年間補充予定量に乗じて得た額の100分の5を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【問い合わせ先】

クリーン推進課管理グループ 伊集

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 717 号

令和 5 年 2 月 28 日

掲 示 済

令和5年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守
点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館
(那覇市安里2丁目1番1号さいおんスクエア3階)
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇市建設工事等入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 過去2年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会はいませんので、入札案内（公告）及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内（公告）及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市牧志駅前ほしぞら公民館窓口で配布します。また、那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和5年3月16日（木）～令和5年3月23日（木）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市牧志駅前ほしぞら公民館へFAXすること。

回答日 令和5年3月24日（金）

回答方法 FAXにて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和5年3月27日（月）10時00分から

場 所 那覇市安里2丁目1番1号さいおんスクエア3階
（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館）

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づき免除する。

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除する。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市牧志駅前ほしぞら公民館まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 市税完納証明書の写し
- (4) 商業登記簿の写し
- (5) 誓約書兼同意書（市様式）
- (6) 最低賃金遵守誓約書（市様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のないものがした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札

- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

12 特記事項

この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

13 問い合わせ先

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館

〒902-0067 那覇市安里2丁目1番1号さいおんスクエア3階

電話 098-917-3443 F A X 098-867-0343

那覇市公告第 736 号
令和 5 年 3 月 2 日
掲 示 済

那覇市オンライン申請システムによる手数料等の収納に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので公告する。

那覇市長 知念 寛

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
ソニーペイメントサービス株式会社
東京都港区高輪 1－3－13 NBF 高輪ビル 6 階
- 2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入
那覇市オンライン申請システムを経由して収納する手数料等
- 3 指定納付受託者により代理納付が行える期間
令和5年4月1日から令和8年1月31日

【問い合わせ先】

企画財務部企画調整課DX推進室

〒900－8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

T E L 098－862－9937 F A X 098－862－4263

那覇市公告第 739 号
令和 5 年 3 月 3 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 寛

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和5年2月24日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	福祉政策課
業 務 の 名 称	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年10月19日から令和5年3月31日まで ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務における、住民基本台帳に記録されている者について、世帯ごとに、氏名、生年月日、性別、住所及び続柄に関する情報		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に規定する地域における事務として住民税所得割非課税世帯支援特別給付金の対象者を選定するため		
届 出 担 当 部 課	福祉部福祉政策課 電話 098-862-9002 (内線:2398)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和5年2月24日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民税課	目的外利用部課 又は提供先	福祉政策課
業 務 の 名 称	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年10月19日から令和5年3月31日まで ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	■項目（条件）：住民コード ① 令和4年度所得割課税状態区分 ② 令和4年度均等割課税状態区分 ③ 扶養義務者等住民番号 ④ 被扶養者等住民番号		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に規定する地域における事務として住民税所得割非課税世帯支援特別給付金の対象者を選定するため		
届 出 担 当 部 課	福祉部福祉政策課 電話 098-862-9002 (内線：2398)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和5年2月24日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	福祉政策課
業 務 の 名 称	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年12月20日から令和5年3月31日まで ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和4年11月14日時点での、身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級 保持者について、住民コード、氏名、住所、生年月日にかかる 情報提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に規定する地域における事務として住民 税所得割非課税世帯支援特別給付金の対象者に対し適切に給付 するため		
届 出 担 当 部 課	福祉部福祉政策課 電話 098-862-9002 (内線: 2398)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和5年2月24日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 寛

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	福祉政策課
業 務 の 名 称	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年12月19日から令和5年3月31日まで ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	基準日（令和4年9月30日）時点で、保護台帳に記載されてい る、保護、世帯毎の受給状況		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に規定する地域における事務として住民 税所得割非課税世帯支援特別給付金の対象者の選定のため		
届 出 担 当 部 課	福祉部福祉政策課 電話 098-862-9002（内線：2398）		

那覇市公告第 737 号
令和 5 年 3 月 3 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度 那覇市し尿等下水道放流施設 維持管理業務委託
- (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬1－5－11）
- (4) 業務内容 別紙「令和5年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5) 最低制限価格は設定しない
- (6) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年3月24日（金）午後3時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない
- (3) 特記事項 この公告は、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和5年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で

あること。

- (2) 那覇市法制契約課にR3・4年度の委託業者又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第に規定する者に該当しない者であること。

5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【問い合わせ先】

クリーン推進課管理グループ 伊集

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

消防局訓令

那覇市消防局訓令第2号
令和5年3月3日
公 表 済

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 比嘉 義樹

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事前相談に伴う処理) 第11条 局長は、防火対象物の新築、増築等に係る事項について当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から事前に相談を受けたときは、その協議内容を記録し、又は関係者に協議内容の議事録の提出を求めるものとする。 2 局長又は消防署長(以下「署長」という。)は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。 3～5 [略] (特殊消防用設備等の設置に係る審査) 第15条 署長は、総務大臣からの法第17条の2の2第3項又は法第17条の2の3第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の認定又は承認に係る通知(以下「認定通知」という。)に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合は、甲種特類消防設備士による着工届出書及び次の書類を確認するものとする。 (1)～(4) [略] (意見の申し出) 第16条 署長は、認定通知を受けたときは、その記載内容を予防課長と協議し、必要と認めるときは、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特殊消防用設	(事前相談に伴う処理) 第11条 局長又は消防署長(以下「署長」という。)は、防火対象物の新築、増築等に係る事項について当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から事前に相談を受けたときは、その協議内容を記録し、又は関係者に協議内容の議事録の提出を求めるものとする。 2 局長又は署長は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。 3～5 [略] (特殊消防用設備等の設置に係る審査) 第15条 局長又は署長は、総務大臣からの法第17条の2の2第3項又は法第17条の2の3第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の認定又は承認に係る通知(以下「認定通知」という。)に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合は、甲種特類消防設備士による着工届出書及び次の書類を確認するものとする。 (1)～(4) [略] (意見の申し出) 第16条 局長又は署長は、認定通知を受けたときは、その記載内容を予防課長と協議し、必要と認めるときは、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特

備等(認定・変更承認)申請意見書(平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式)により、総務大臣に対し意見を申し出るものとする。

(届出の処理)

第17条 設置届出書及び着工届出書の処理は、署長が行うものとする。

(届出書の受付等)

第18条 署長は、設置届出書及び着工届出書を受理したときは、必要事項をOAシステムに入力し、設置届出書及び着工届出書の正本及び副本に別表分類(1)及び(2)で定める受付印及び届出済印を押印するものとする。

(着工届出書の処理)

第19条 署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第11号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

2 署長は、着工届出書を受理した場合は、令で定める消防用設備等の技術基準及び条例第5章で定める消防用設備等の技術上の基準の付加並びに別に定める消防用設備等の技術基準並びに審査基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかについて審査するものとする。

3 署長は、前項の審査をした結果、設備等技術基準に適合していないと認めるときは、着工予定日の前日までに届出者に対し、設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。

(着工届出書の提出指導)

第20条 署長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置する必要がある

消防用設備等(認定・変更承認)申請意見書(平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式)により、総務大臣に対し意見を申し出るものとする。

(届出の処理)

第17条 設置届出書及び着工届出書の処理は、局長又は署長が行うものとする。

(届出書の受付等)

第18条 局長又は署長は、設置届出書及び着工届出書を受理したときは、必要事項をOAシステムに入力し、設置届出書及び着工届出書の正本及び副本に別表分類(1)及び(2)で定める受付印及び届出済印を押印するものとする。

(着工届出書の処理)

第19条 局長又は署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第11号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

2 局長又は署長は、着工届出書を受理した場合は、令で定める消防用設備等の技術基準及び条例第5章で定める消防用設備等の技術上の基準の付加並びに別に定める消防用設備等の技術基準並びに審査基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかについて審査するものとする。

3 局長又は署長は、前項の審査をした結果、設備等技術基準に適合していないと認めるときは、着工予定日の前日までに届出者に対し、設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。

(着工届出書の提出指導)

第20条 局長又は署長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置す

あると認めるときは、その工事を行う者に対し、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第33条の18の規定の例により着工届出書を提出するよう指導するものとする。

(1)～(11) [略]

(設置届出書の処理)

第21条 署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が、設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査(以下「完成検査」という。)を行うとともに、第19条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等(特殊消防用設備等)試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができると署長が認めるときは、これを完成検査に代えることができる。

2 署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿(第12号様式)及びOAシステムに必要事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 署長は、設置届出書の返却にあたっては、届出者に対し、消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するものとする。

(中間検査の実施)

第22条 署長は、完成検査を補完するため、火災予防上又は消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる防火対象物のうち、工事完了後に検査をすることが困難な部分について、工事完了前に必要な検査(以下「中間検査」という。)を行うものとする。

2～3 [略]

ある必要があると認めるときは、その工事を行う者に対し、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第33条の18の規定の例により着工届出書を提出するよう指導するものとする。

(1)～(11) [略]

(設置届出書の処理)

第21条 局長又は署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が、設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査(以下「完成検査」という。)を行うとともに、第19条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等(特殊消防用設備等)試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができると署長が認めるときは、これを完成検査に代えることができる。

2 局長又は署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿(第12号様式)及びOAシステムに必要事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 局長又は署長は、設置届出書の返却にあたっては、届出者に対し、消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するものとする。

(中間検査の実施)

第22条 局長又は署長は、完成検査を補完するため、火災予防上又は消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる防火対象物のうち、工事完了後に検査をすることが困難な部分について、工事完了前に必要な検査(以下「中間検査」という。)を行うものとする。

2～3 [略]

(完成検査等の処理)

第23条 [略]

2～3 [略]

- 4 署長は、結果通知書により通知した指摘事項に係る改修等の報告を、関係者にさせるとともに、必要に応じて是正の確認を実施するものとする。
- 5 署長は、第1項の検査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準に適合していないと認めたときは、その消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置された防火対象物の関係者に対し、これを設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。
- 6 署長は、前項の規定による指導をした関係者から必要な是正の措置を講じた旨の報告を受けたときは、再検査を実施するものとする。

(検査済証の交付)

第24条 署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、OAシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第15号様式)に必要事項を記録するものとする。

2 [略]

(検査済証の再交付)

第25条 署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第16号様式)を提出させ、再交付するものとする。

(検査の応援)

第26条 署長は、第22条の中間検査及び第23条の完成検査にあたり、特に必要があると認めるときは、他の署長又は局長に対し検査員の応援を要請することができ

(完成検査等の処理)

第23条 [略]

2～3 [略]

- 4 局長又は署長は、結果通知書により通知した指摘事項に係る改修等の報告を、関係者にさせるとともに、必要に応じて是正の確認を実施するものとする。
- 5 局長又は署長は、第1項の検査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準に適合していないと認めたときは、その消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置された防火対象物の関係者に対し、これを設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。
- 6 局長又は署長は、前項の規定による指導をした関係者から必要な是正の措置を講じた旨の報告を受けたときは、再検査を実施するものとする。

(検査済証の交付)

第24条 局長又は署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、OAシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第15号様式)に必要事項を記録するものとする。

2 [略]

(検査済証の再交付)

第25条 局長又は署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第16号様式)を提出させ、再交付するものとする。

(検査の応援)

第26条 局長又は署長は、第22条の中間検査及び第23条の完成検査にあたり、特に必要があると認めるときは、他の署長又は局長に対し検査員の応援を要請するこ

とができる。

第5号様式(13条関係)

〔略〕
〔略〕
氏名
〔略〕

[第13号様式(第22条関係) 別記]

第16号様式(第25条関係)

〔略〕	
〔略〕	
那覇市	宛
〔略〕	
〔略〕	

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に加える。
- 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第13号様式(第22条関係)

[略]

[略]	署 長	係 長	[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第22条関係)

[略]

[略]	署 長	課 長	係 長	[略]

那覇市消防局訓令第3号
令和5年3月3日
公 表 済

那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 比嘉 義樹

那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防規程(令和2年消防局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(防火管理者の選任又は解任届出) 第2条 省令第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書は、<u>消防局長又は消防署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>消防局長又は消防署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(2)に規定する届出済印をいう。以下同じ。)を押印し届出者に返付するものとする。 (消防計画の届出) 第3条 省令第3条第1項に規定する消防計画の届出書は、<u>消防局長又は消防署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>消防局長又は消防署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (統括防火管理者の選任又は解任届出) 第4条 省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書は、<u>消防局長又は消防署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>消防局長又は消防署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出) 第5条 省令第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書は、<u>消防局長又は消防署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>消防局長又は消防署長</u>は、前項の届出書	(防火管理者の選任又は解任届出) 第2条 省令第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書は、<u>消防局長(以下「局長」という。)</u>又は<u>消防署長(以下「署長」という。)</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>局長又は署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(2)に規定する届出済印をいう。以下同じ。)を押印し届出者に返付するものとする。 (消防計画の届出) 第3条 省令第3条第1項に規定する消防計画の届出書は、<u>局長又は署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>局長又は署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (統括防火管理者の選任又は解任届出) 第4条 省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書は、<u>局長又は署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>局長又は署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出) 第5条 省令第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書は、<u>局長又は署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>局長又は署長</u>は、前項の届出書を受理し

を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（消火訓練及び避難訓練の通報）

第6条 省令第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練の事前通報は、消火・避難訓練通知書（第1号様式）により、消防局長又は消防署長に行なわなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等によることができる。

2 [略]

（防火対象物の点検結果の報告）

第7条 省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、これに条例事項に関する点検票（第2号様式）を添付して、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 [略]

（防火対象物の点検に関する特例の認定）

第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2～3 [略]

（管理権原者の変更の届出）

第9条 省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2 消防局長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（自衛消防組織の届出）

第10条 省令第4条の2の15第2項の自衛消防組織の設置又は変更の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（防火管理等の講習等）

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱

たときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（消火訓練及び避難訓練の通報）

第6条 省令第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練の事前通報は、消火・避難訓練通知書（第1号様式）により、局長又は署長に行なわなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等によることができる。

2 [略]

（防火対象物の点検結果の報告）

第7条 省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、これに条例事項に関する点検票（第2号様式）を添付して、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 [略]

（防火対象物の点検に関する特例の認定）

第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書は、局長に2部提出しなければならない。

2～3 [略]

（管理権原者の変更の届出）

第9条 省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、局長に2部提出しなければならない。

2 局長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（自衛消防組織の届出）

第10条 省令第4条の2の15第2項の自衛消防組織の設置又は変更の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

（防火管理等の講習等）

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱

いの届出) 第12条 府令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書は、当該貯蔵又は取扱いを始める日の7日前までに、<u>消防署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>消防署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定) 第13条 省令第12条第1項第8号ハの規定により<u>消防局長</u>が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。 (1)～(2) [略] (連結送水管の放水用器具の設置を要しない建築物) 第14条 省令第30条の4第2項の規定により放水用器具を免除できる建築物として<u>消防局長</u>が認める建築物は、放水口の設置されている階に非常用エレベーター(エレベーターの付室と階段室の付室が兼用するものに限る。)が着床する建築物とする。 (消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定) 第15条 令第35条第1項第3号の規定により<u>消防局長</u>が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。 (1)～(3) [略] (消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定) 第16条 令第36条第2項第2号の規定により<u>消防局長</u>が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの	いの届出) 第12条 府令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書は、当該貯蔵又は取扱いを始める日の7日前までに、<u>署長</u>に2部提出しなければならない。 2 <u>署長</u>は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定) 第13条 省令第12条第1項第8号ハの規定により<u>局長</u>が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。 (1)～(2) [略] (連結送水管の放水用器具の設置を要しない建築物) 第14条 省令第30条の4第2項の規定により放水用器具を免除できる建築物として<u>局長</u>が認める建築物は、放水口の設置されている階に非常用エレベーター(エレベーターの付室と階段室の付室が兼用するものに限る。)が着床する建築物とする。 (消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定) 第15条 令第35条第1項第3号の規定により<u>局長</u>が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。 (1)～(3) [略] (消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定) 第16条 令第36条第2項第2号の規定により<u>局長</u>が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
--	--

とする。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告)	る。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告)
第17条 省令第31条の6第3項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果についての報告書は、 <u>消防局長又は消防署長</u> に2部提出しなければならない。	第17条 省令第31条の6第3項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果についての報告書は、 <u>局長又は署長</u> に2部提出しなければならない。
2 [略] (建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の提出)	2 [略] (建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の提出)
第18条 省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出書は、 <u>消防局長又は消防署長</u> に2部提出しなければならない。	第18条 省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出書は、 <u>局長又は署長</u> に2部提出しなければならない。
2 [略] (防災管理者の選任又は解任届出)	2 [略] (防災管理者の選任又は解任届出)
第19条 省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、 <u>消防局長又は消防署長</u> に2部提出しなければならない。	第19条 省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、 <u>局長又は署長</u> に2部提出しなければならない。
2 <u>消防局長又は消防署長</u> は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (統括防災管理者の選任又は解任届出)	2 <u>局長又は署長</u> は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (統括防災管理者の選任又は解任届出)
第20条 省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書は、 <u>消防局長又は消防署長</u> に2部提出しなければならない。	第20条 省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書は、 <u>局長又は署長</u> に2部提出しなければならない。
2 <u>消防局長又は消防署長</u> は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (防災管理に係る避難訓練の通報)	2 <u>局長又は署長</u> は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。 (防災管理に係る避難訓練の通報)
第21条 省令第51条の8第4項において準用する省令第3条第11項に規定する避難訓練の事前通報は、防災避難訓練通知書(第	第21条 省令第51条の8第4項において準用する省令第3条第11項に規定する避難訓練の事前通報は、防災避難訓練通知書(第

4号様式)により、消防局長又は消防署長に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等の利用によることができる。

(防災管理に係る消防計画の作成又は変更の届出)

第22条 省令第51条の8第1項に規定する消防計画の作成又は変更の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理の点検結果の報告)

第23条 省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 [略]

(防災管理の点検に関する特例の認定)

第24条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請書を受理したときは、0Aシステムに必要事項を入力するものとする。

3 [略]

(防災管理の点検に係る管理権原者の変更の届出)

第25条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を

4号様式)により、局長又は署長に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等の利用によることができる。

(防災管理に係る消防計画の作成又は変更の届出)

第22条 省令第51条の8第1項に規定する消防計画の作成又は変更の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理の点検結果の報告)

第23条 省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 [略]

(防災管理の点検に関する特例の認定)

第24条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書は、局長に2部提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請書を受理したときは、0Aシステムに必要事項を入力するものとする。

3 [略]

(防災管理の点検に係る管理権原者の変更の届出)

第25条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届

押印し届出者に返付するものとする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第26条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1)～(2) [略]

2 条例第11条第1項第9号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1)～(5) [略]

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、第1項第1号アに定める者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(避雷設備に係る日本産業規格の指定)

第27条 条例第16条第1項の規定により消防局長が指定する日本産業規格は、「JISA4201(建築物等の雷保護)」とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第28条 条例第23条第1項の規定により消防局長が指定する場所は、令第1条の2第3項に掲げる防火対象物(令別表第1(17)項に掲げる防火対象物にあっては収容人員

出者に返付するものとする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第26条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として局長が指定するものは、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1)～(2) [略]

2 条例第11条第1項第9号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として局長が指定するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1)～(5) [略]

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者として局長が指定するものは、第1項第1号アに定める者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(避雷設備に係る日本産業規格の指定)

第27条 条例第16条第1項の規定により局長が指定する日本産業規格は、「JISA4201(建築物等の雷保護)」とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第28条 条例第23条第1項の規定により局長が指定する場所は、令第1条の2第3項に掲げる防火対象物(令別表第1(17)項に掲げる防火対象物にあっては収容人員が50

が50人未満のものを含む。)のうち次の各号に掲げるものとする。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(客席に関する基準の特例の承認)

第29条 条例第47条の規定により、劇場等の客席を条例第45条及び第46条に規定する基準によらず、次の各号に掲げる方法等により使用又は設置しようとするときは、当該防火対象物の関係者は、あらかじめ消防局長又は消防署長の承認を得なければならない。

(1)～(2) [略]

2～3 [略]

4 第2項の規定にかかわらず、劇場等の形態等により補助いすを常時使用する場合は、1年に1回、同項第1号の申請を行うことをもって足りるものとする。この場合において、消防局長又は消防署長は、当該申請の内容が条例第45号第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第5号までの基準に準ずることを確認し、承認を行わなければならない。

(指定催しの指定の要件)

第30条 条例第56条の2第1項に規定する消防局長が定める要件は、次の各号いずれにも該当する催しであるものとする。

(1)～(2) [略]

^{とう}
(洞道等の指定)

第31条 条例第60条第1項の規定により消防局長が指定する^{とう}洞道、共同溝その他こ

れらに類する地下の工作物(以下「^{とう}洞道等」という。)は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

人未満のものを含む。)のうち次の各号に掲げるものとする。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(客席に関する基準の特例の承認)

第29条 条例第47条の規定により、劇場等の客席を条例第45条及び第46条に規定する基準によらず、次の各号に掲げる方法等により使用又は設置しようとするときは、当該防火対象物の関係者は、あらかじめ局長又は署長の承認を得なければならない。

(1)～(2) [略]

2～3 [略]

4 第2項の規定にかかわらず、劇場等の形態等により補助いすを常時使用する場合は、1年に1回、同項第1号の申請を行うことをもって足りるものとする。この場合において、局長又は署長は、当該申請の内容が条例第45号第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第5号までの基準に準ずることを確認し、承認を行わなければならない。

(指定催しの指定の要件)

第30条 条例第56条の2第1項に規定する局長が定める要件は、次の各号いずれにも該当する催しであるものとする。

(1)～(2) [略]

^{とう}
(洞道等の指定)

第31条 条例第60条第1項の規定により局長が指定する^{とう}洞道、共同溝その他これら

に類する地下の工作物(以下「^{とう}洞道等」という。)は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>消防局</u> <u>長</u>が必要と認める^{とう}洞道等 (核燃料物質等の指定) 第32条 条例第61条第1項の規定により、<u>消防長</u>が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] 第6号様式(第29条関係) [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>氏名</td><td><u>印</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略] 第7号様式(第29条関係) [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>氏名</td><td><u>印</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略]	[略]	氏名	<u>印</u>	[略]			[略]	氏名	<u>印</u>	[略]			(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>局長</u>が必要と認める^{とう}洞道等 (核燃料物質等の指定) 第32条 条例第61条第1項の規定により、<u>局長</u>が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] 第6号様式(第29条関係) [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略] 第7号様式(第29条関係) [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略]	[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]		
[略]	氏名	<u>印</u>																							
[略]																									
[略]	氏名	<u>印</u>																							
[略]																									
[略]	氏名																								
[略]																									
[略]	氏名																								
[略]																									
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。																									

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 23 号
令 和 5 年 2 月 22 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 555 号
指定工事店名	秀南工業
営業所所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町宜次653－5 安谷屋アパート2－5
代表者氏名	幸地 秀悟
有効期間	自 令和5年2月3日 至 令和9年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 75 号

令 和 5 年 3 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,147人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42,890人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85,779人

監査委員公表

那 監 公 表 第 9 号

令和5年3月15日

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和4年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和4年度後期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年度後期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 3 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 総務部

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、管財課、法制契約課、防災危機管理課

(2) 企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、市民税課、資産税課、納税課

(3) 都市みらい部

都市計画課、道路建設課、道路管理課、花とみどり課、公園管理課

(4) まちなみ共創部

まちなみ整備課、建築工事課、市営住宅課、建築指導課、技術総務課

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 1 財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。
- (3) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和4年10月14日から令和5年2月27日まで
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：令和4年10月14日（金）
 - (2) 予 備 監 査：令和4年12月12日（月）～12月15日（木）
 - (3) 監査委員監査：令和5年1月30日（月）、31日（火）2月1日（水）
 - (4) 監査委員協議：令和5年2月14日（火）、21日（火）
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：令和5年2月27日（月）
 - ③ 監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

（単位：件）

区 分（※注1） 部局・課名	指摘事項等の内容別件数（※注2）				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
総務部	-	1	7	-	8
総務課	-	-	-	-	-
秘書広報課	-	-	-	-	-
平和交流・男女参画課	-	-	1	-	1
人事課	-	-	3	-	3
管財課	-	-	3	-	3
法制契約課	-	-	-	-	-
防災危機管理課	-	1	-	-	1
企画財務部	-	1	9	1	11
企画調整課	-	-	2	-	2
財政課	-	-	-	1	1
情報政策課	-	-	5	-	5
市民税課	-	-	-	-	-
資産税課	-	-	1	-	1
納税課	-	1	1	-	2
都市みらい部	-	-	18	-	18
都市計画課	-	-	4	-	4
道路建設課	-	-	-	-	-
道路管理課	-	-	5	-	5
花とみどり課	-	-	3	-	3
公園管理課	-	-	6	-	6
まちなみ共創部	-	-	2	-	2
まちなみ整備課	-	-	-	-	-
建築工事課	-	-	-	-	-
市営住宅課	-	-	-	-	-
建築指導課	-	-	1	-	1
技術総務課	-	-	1	-	1
合 計	-	2	36	1	39

（※注1）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- （1）指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- （2）是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- （3）注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- （4）要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

（※注2）内容別件数には、次頁(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(テ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 令和3年度募集事務地方公共団体委託費（平和交流・男女参画課）
- (イ) 戻入金の振替歳計外収入（人事課）
- (ウ) R3.7月支給分の給料戻入に係る雇用保険料の還付（人事課）
- (エ) 再任用短時間職員の雇用保険料個人負担分の振替（人事課）
- (オ) 真和志庁舎職員駐車土地使用料（管財課）
- (カ) 市有地一般貸付料（管財課）
- (キ) 軍用地料（那覇軍港）（管財課）
- (ク) 令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（情報政策課）
- (ケ) 令和3年度マイナポイント事業費補助金（増額変更）（情報政策課）
- (コ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (サ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (シ) 沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）（都市計画課）
- (ス) 令和3年度社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (セ) 令和3年度道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (ソ) 令和2年度（繰越）社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (タ) 令和2年度（繰越・補正）道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (チ) 防災・安全交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (ツ) 沖縄振興公共投資交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (テ) 公園使用料（那覇市公園有料駐車場管理・運営事業）4件（公園管理課）

イ 予定価格の適正な設定について（注意事項）

次の2件の業務委託は、入札公告時点で、当初予算数量から減になっていることを把握していたにもかかわらず、再度見積りを徴収することなく、当初予算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第10条第2項では、予定価格は、数量の多少などを考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

- (ア) 令和3年度地籍調査データ整備業務（資産税課）
- (イ) 自治体中間サーバー情報連携用機器等の購入・設定業務委託契約（保守）（情報政策課）

ウ 随意契約事務の適正な処理について（注意事項）

次の2件の業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨規定している。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 那覇市市制100周年記念グッズ販売委託（企画調整課）

(イ) セキュリティ強化に伴う管理システム等運用保守業務委託契約（情報政策課）

(3) 各部署の指摘事項等**【総務部】****○ 防災危機管理課****ア 補助金の歳入調定遅れ及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）**

沖縄県市町村支援事業補助金の歳入事務について、調定しなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

当該歳入調定遅れについては、令和2年度後期定期監査においても注意事項とされた。その措置として、調定処理についてダブルチェックを行うなど事務処理体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている旨通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様の歳入調定遅れが繰り返されており、注意事項に対する措置が機能していない。

監査における指摘等を重く受け止め、歳入の調定事務に当たっては適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

【企画財務部】**○ 企画調整課****ア 契約事務について（注意事項）**

令和3年度RPA等導入・運用支援業務委託は、契約保証金を免除する根拠として、予算執行伺いでは、那覇市契約規則第30条第1項第7号を適用するとしているが、契約書では、同項第9号を適用するとし、適用号の変更の手続きをせずに契約している。

契約事務に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

○ 財政課

ア 歳出予算の計上について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、当初予算額600万円に対し、執行済額は4,186円（執行率0.1%）となっている。

那覇市予算決算規則第6条第4号では、予算見積書作成上の留意事項として「前年度実績又は適正な額」により予算の見積りを行うこととされている。

歳出予算の計上に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 情報政策課

ア 期間を延長する契約について（注意事項）

「新公共施設予約システム構築及び運用業務委託契約」及び「オンライン決済ASP加盟店契約（コンビニ決済ASPサービス使用料）」は、令和3年3月31日を終期とする契約であったが、業務の事情により1年間延長する必要が発生したため、令和3年度予算において単年度分の委託料を確保し、令和3年4月1日に1年間の期間を延長する変更契約が行われている。

地方自治法第208条第2項は会計年度独立の原則が定められており、本件は令和3年度の単年度予算であることから、新規契約を締結する必要があった。また、変更契約とするのであれば、令和2年度において債務負担行為を設定した上で3月31日までに契約締結する必要があった。

期間を延長する契約においては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 納税課

ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

ペイジー口座振替受付端末維持管理業務委託契約は、「別段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本契約書を自動更新する」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成30年10月1日に当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 契約事務について（是正事項）

カラープリンター賃貸借契約は、予定価格を42万1,200円と定め、那覇市契約規則第20条第6号を適用し、随意契約を締結している。

しかしながら、当該契約の種類は、同条第3号に規定する「物件の借入れ」に該当するものであり、随意契約によることができる場合の限度額40万円を超えていることから、本来は入札を実施する必要があった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【都市みらい部】**○ 都市計画課****ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

都市計画全国大会オンライン開催参加費の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和3年10月18日、精算日は同年11月18日となっており、精算が遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨規定している。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 道路管理課**ア 道路占用料の歳入事務について（注意事項）**

道路占用料に係る歳入事務について、一定の時期において調定をしなければならない日（占用の許可をした日）から遅れて調定されている事例が多数あった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。また、那覇市道路占用料徴収条例第3条は、占用料は、占用の許可をしたとき又は占用の協議が成立したときに納入通知書により徴収する旨定めている。

歳入事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 花とみどり課**ア 随意契約における見積書の徴取について（注意事項）**

令和3年度公園予定地除草作業業務委託（その2）、（その3）及び（その4）はそれぞれ那覇市契約規則第20条第6号に基づき随意契約を締結しているが、契約事務において予定価格設定のための見積書は徴取されているものの、随意契約によろうとする場合の見積書が徴されてい

ない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定している。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 公園管理課

ア 契約事務について（注意事項）

漫湖公園他1公園自家用電気工作物保安管理業務委託及び新都心公園自家用電気工作物保安管理業務委託は、公園の場所が異なることを理由にそれぞれ那覇市契約規則第20条第6号に基づき随意契約を締結している。

しかしながら、これらの契約は1件の契約として競争入札の方法により契約締結することができると思われる。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 契約保証金について（注意事項）

令和3年度新都心公園ジョギングコース修繕工事契約における契約保証金につき、那覇市契約規則第30条各号に定める免除条項に該当しないにも関わらず、該当するとの誤認から契約保証金の納付をさせていない。

地方自治法施行令第167条の16第1項は、普通地方公共団体は、当該地方公共団体と契約を締結する者をして契約保証金を納めさせなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【まちなみ共創部】

○ 建築指導課

ア 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

令和3年度建築設備検査員講習の概算払いを受領した旅費について用務が終了した日は令和3年12月3日、精算日は同年12月28日となっており、精算が遅延している。

那覇市会計規則第62条第1項は、「概算払を受けた者は、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と規定している。

概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 技術総務課

ア 入札の公告について（注意事項）

那覇市宇栄原・宇栄原四、五、六丁目地籍調査業務（H 3 工程）に係る入札の公告において、入札参加資格要件について記載すべき事項が不十分であった。

那覇市制限付き一般競争入札実施要綱の第 4 条第 2 項第 8 号では、入札参加資格要件の審査に関する事項について、市長は公告するものとする旨規定している。

入札の公告に当たっては、関係要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他

(1) 調定決定調書兼通知書の作成について

今年度の前期及び後期定期監査において、調定決定調書兼通知書について、実際の起票日より調定日を大きく遡り作成している事例が散見された。

このように作成された当該通知書を書面上で確認した場合、起票日の表示はなく、調定日のみが表示されているため、当該遡った調定日に起票されたように誤認される。

那覇市文書取扱規程第 4 条は、文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処理過程を明らかにしなければならない旨定めている。

よって、調定決定調書兼通知書の作成に当たっては、公文書の公正性、信頼性を確保する観点からも、今後改善を検討されたい。

また、現状において、当該通知書が出納室に提出された際、出納室において歳入内容（所属年度、歳入科目等）の確認が行われているが、調定事務については、那覇市会計規則第 20 条第 1 項において課長の権限とされていること、また、出納室による確認等の権限については規定がないことに留意されたい。

